

大阪府立大学非常勤教職員等の育児・介護休業等に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府立大学非常勤教職員等就業規則及び大阪府立大学工業高等専門学校非常勤教職員等就業規則（大阪府立大学非常勤教職員等就業規則と大阪府立大学工業高等専門学校非常勤教職員等就業規則を併せて「非常勤教職員等就業規則」という。以下同じ。）のそれぞれ第42条の規定に基づき、非常勤教職員等の育児休業、育児部分休業及び介護休業（以下「育児休業等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 育児休業等に関し、この規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）その他の関係法令及び法人の他の規程の定めるところによる。

第2章 育児休業

(育児休業)

第3条 非常勤教職員等（以下「教職員」という。）は、当該教職員の3歳に満たない子（育児・介護休業法第2条第1号の「子」をいう。以下第2章において同じ。）を養育するために、法人に申し出ることにより、当該子が3歳に達する日まで育児休業をすることができる。ただし、教職員は、当該子について、既に育児休業をしたことがあるときは、特別の事情がある場合を除き、当該申出をすることができない。

2 前項の特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしていた教職員が、産前の休暇若しくは産後の休暇を取得したこと又は当該育児休業に係る子以外の子について育児休業（以下「新たな育児休業」という。）を開始したことにより育児休業が終了した後、産前の休暇若しくは産後の休暇若しくは新たな育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該教職員と別居したとき。
- (2) 育児休業をしていた教職員が、介護休業を開始したことにより育児休業が終了した後、当該介護休業に係る要介護者が死亡し、又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該教職員との親族関係が消滅したとき。
- (3) 育児休業をしていた教職員が停職の処分を受けたことにより当該育児休業が終了した後、当該停職の期間が終了したとき。
- (4) 育児休業をしていた教職員が当該教職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業が終了した後、当該教職員が当該子を養育することができる状態に回復したとき。
- (5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該教職員の育児休業申出に係る子の親である配偶者（以下この章及び次章において「配偶者」という。）が、1月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他のこの規程で定める方法により養育したこと（当該教職員が、当

該育児休業の申出の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業計画書により法人に申し出た場合に限る。)

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

3 第1項の定めにかかわらず、産後休業をしていない教職員が、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅いほうから8週間以内に最初の育児休業をした場合は、再度育児休業をすることができる。

(育児休業することができない教職員)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号(第4号及び第5号については、育児・介護休業法第6条の規定に基づく協定の定めがある場合に限る。)のいずれかに該当する教職員は、育児休業をすることができない。

(1) 採用後1年未満の教職員

(2) 日々雇用される教職員

(3) 期間を付して雇用される教職員(育児休業の申出の日において、その申出に係る子が1歳に達する日までに労働契約期間が満了し更新されないことが明らかでない者を除く。)

(4) 週の勤務日数が2日以下の教職員

(5) 育児休業の申出があった日から1年以内に退職することが明らかな教職員

(育児休業の申出等)

第5条 育児休業の申出は、当該育児休業を始めようとする日の概ね1月前までに、育児休業をすることとする一の期間について、育児休業申出書(様式第1号)により行うものとする。

2 法人は、前項の申出があった場合において、当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該申出があった日の翌日から起算して1月を経過する日(以下この項において「1月経過日」という。)前の日であるときは、当該育児休業開始予定日とされた日から当該1月経過日までの間のいずれかの日を当該育児休業開始予定日として指定することができる。

3 前項の規定にかかわらず、法人は、当該育児休業の申出があった日までに、出産予定日前に子が出生したことその他特別の事情が生じた場合にあっては、第1項の申出に係る育児休業開始予定日とされた日から当該申出の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間のいずれかの日を当該育児休業開始予定日として指定することができる。

4 法人は、育児休業の申出について、その事実等を確認するため、当該申出をした教職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業開始予定日の変更)

第6条 育児休業の申出をした教職員が、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日(前条第2項又は第3項の規定による法人の指定があった場合にあっては、当該法人の指定した日。以下この項において同じ。)の前日までに前条第3項の特別の事情が生じた場合には、法人に申し出ることにより、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日を1回に限り育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 前項の規定による変更後の育児休業開始予定日とされた日が当該変更の申出のあった日の翌日から起算して1週間を経過する日前の日であるときは、法人は当該変更後の育児休業開始予定日とされた日から当該1週間を経過する日(当該1週間を経過する日が変更前の育児休業開始予定日とされた日(前条第2項又は第3項の規定による法人の指定があった場合にあっては、当該法人の指定した日。以下この項において同じ。)後の日であるときは、変更前の育児休業開始予定日とされた日)までのいずれかの日を育児休業開始予定日として指定することができる。

3 前条第4項の規定は、第1項の変更の申出について準用する。

(育児休業終了予定日の変更)

第7条 育児休業の申出をした教職員は、育児休業の申出に準じ、当該申出に係る育児休業終了予定日を育児休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

2 前項の規定による育児休業終了予定日とされた日の変更は、特別な事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 前項の特別な事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業終了予定日の変更の申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について、第1項の規定による変更後の育児休業終了予定日とされた日の変更をしなければ、養育に著しい支障が生じる場合とする。

4 第5条第4項の規定は、育児休業終了予定日とされた日(第1項の規定により育児休業終了予定日に変更された場合にあっては、その変更後の育児休業終了予定日とされた日)の変更の申出について準用する。

(育児休業の申出の撤回等)

第8条 育児休業の申出をした教職員は、育児休業開始予定日とされた日(第5条第2項若しくは第3項又は第6条第2項の規定による法人の指定があった場合にあっては当該法人の指定した日、同条第1項の規定により育児休業開始予定日に変更された場合にあっては当該変更後の育児休業開始予定日とされた日。次条において同じ。)の前日まで法人に申し出ることにより、育児休業の申出を撤回することができる。

2 前項により育児休業の申出を撤回した場合、当該育児休業の申出に係る子については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第3条第1項の規定にかかわらず、育児休業の申出をすることができない。

(1) 配偶者が死亡したとき。

(2) 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

(3) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業申出に係る子と同居しなくなったとき。

3 育児休業の申出がなされた後、育児休業開始予定日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該育児休業の申出はなかつたものとみなす。この場合において教職員は、法人に対して当該事由が生じた旨を遅滞なく届出しなければならない。

(1) 育児休業申出に係る子が死亡したとき。

(2) 育児休業申出に係る子が教職員の子でなくなったとき。

(3) 育児休業申出に係る子を養育しなくなったとき。

(育児休業期間)

第9条 育児休業を申し出た教職員が、育児休業をすることができる期間(以下「育児休業期間」という。)は、育児休業開始予定日とされた日から育児休業終了予定日とされた日(第7条第1項の規定により変更された場合にあつては、その変更後の育児休業終了予定日とされた日)までの間とする。

(育児休業期間の終了等)

第10条 育児休業期間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、当該事情が生じた日(第8条第3項第4号に掲げる事情が生じた場合にあつてはその日から2週間以内であつて法人の指定した日、第3号及び第4号に掲げる事情が生じた場合にあつてはその前日)に終了する。

- (1) 育児休業に係る子が死亡したとき。
- (2) 育児休業に係る子が育児休業を申し出た教職員の子でなくなったとき。
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなったとき。
- (4) 育児休業をしている教職員が、産前の休暇若しくは産後の休暇を取得し、当該育児休業に係る子以外の子について育児休業を開始し、又は介護休業を開始したとき。
- (5) 育児休業をしている教職員が、停職の処分を受けたとき。

2 育児休業をしている教職員は、前項第1号から第3号までに該当する事情が生じた場合には、養育状況変更届(様式第2号)により、遅滞なくその旨を法人に届出しなければならない。

3 第5条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(育児休業をしている教職員の身分)

第11条 育児休業をしている教職員は、教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(育児休業をしている教職員の給与)

第12条 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

第3章 育児部分休業

(育児部分休業)

第13条 教職員は、当該教職員の小学校就学の始期に達するまでの子(育児・介護休業法第2条第1号の「子」をいう。以下第3章において同じ。)を養育するために、法人に申し出ることにより、当該子が小学校就学の始期に達する日まで1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「育児部分休業」という。)ができる。

(育児部分休業をすることができない教職員)

第14条 次の各号(第2号及び第4号については、育児・介護休業法第6条の規定に基づく協定の定めがある場合に限る。)のいずれかに該当する教職員は、育児部分休業をすることができない。

- (1) 1日の勤務時間が6時間以下の教職員
- (2) 採用後1年未満の教職員
- (3) 日々雇用される教職員
- (4) 週の勤務日数が2日以下の教職員

(育児部分休業の単位)

第15条 育児部分休業は、非常勤教職員等就業規則に規定する正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 非常勤教職員等就業規則別表第4イ(2)の特別休暇を承認されている教職員に対する育児部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(育児部分休業の申出等)

第16条 育児部分休業の申出は、あらかじめ、育児部分休業申出書(様式第3号)により行うものとする。

- 2 第5条第4項の規定は、育児部分休業の申出について準用する。

(育児部分休業をしている教職員の給与の取扱い)

第17条 育児部分休業により勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(育児休業に係る規定の準用)

第18条 第6条から第8条まで、第10条及び第12条の規定は、育児部分休業について準用する。

第4章 介護休業

(介護休業)

第19条 教職員は、要介護状態にある家族(以下「要介護者」という。)を介護するため、法人に申し出ることにより、介護休業をすることができる。

- 2 前項の要介護者とは、次の各号のいずれかに該当する者で、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)

(2) 父母

(3) 子

(4) 配偶者の父母

(5) 祖父母

(6) 兄弟姉妹

(7) 孫

(8) 教職員と同居している者で次に掲げるもの

ア 父母の配偶者

イ 配偶者の父母の配偶者

ウ 子の配偶者

エ 配偶者の子

(介護休業することができない教職員)

第20条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号(第4号及び第5号については、育児・介護休業法第6条の規定に基づく協定の定めがある場合に限る。)のいずれかに該当する教職員は、介護休業をすることができない。

(1) 採用後1年未満の教職員

(2) 日々雇用される教職員

(3) 期間を付して雇用する教職員(常時勤務する者及び介護休業を開始しようとする日から93日経過日から6ヶ月を経過する日までに労働契約期間が満了し更新されないことが明らかでない常時勤務しない者を除く。)

(4) 週の勤務日数が2日以下の教職員

(5) 介護休業の申出があった日から93日以内に退職することが明らかな教職員

(介護休業の申出等)

第21条 介護休業の申出は、介護休業をすることとする一の期間について、当該介護休業を開始する日(以下「介護休業開始予定日」という。)の前日から起算して1週間前の日までに、介護休業申出書(様式第4号)により行うものとする。

2 第5条第4項の規定は、介護休業の申出について準用する。

(介護休業終了予定日の変更)

第22条 介護休業の申出をした教職員は、当該介護休業を終了する日(以下「介護休業終了予定日」という。)の1週間前の日までに申し出ることにより、当該申出に係る介護休業を終了する予定日を介護休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

2 第5条第4項の規定は、介護休業終了予定日とされた日の変更の申出について準用する。

(介護休業の申出の撤回等)

第23条 介護休業の申出をした教職員は、当該介護休業の申出に係る介護休業開始予定日の前日までに法人に申し出ることにより、当該介護休業の申出を撤回することができる。

2 介護休業の申出がなされた後、介護休業開始予定日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該介護休業の申出は、されなかったものとみなす。この場合において教職員は、法人に対して当該事由が生じた旨を遅滞なく届出しなければならない。

(1) 介護休業申出に係る要介護者が死亡したとき。

(2) 離婚、婚姻の解消、離縁等により介護休業申出に係る要介護者との親族関係が消滅したとき。

(3) 介護休業申出をした教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業に係る要介護者を介護できない状態になったとき。

(介護休業期間と分割回数)

第24条 介護休業を申し出た教職員のうち第20条の定めに該当しない者の介護休業期間は、要介護者が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、93日の期間内において必要な日又は時間とし、分割できる回数は通算93日の期間内において3回以内とする。

(介護休業期間の終了等)

第25条 介護休業期間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、当該事情が生じた日(第1号から第3号までに掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日)に終了する。

(1) 介護休業をしている教職員が産前の休暇又は産後の休暇を取得したとき。

(2) 介護休業をしている教職員が当該介護休業に係る要介護者以外の要介護者について介護休業を取得したとき。

(3) 介護休業をしている教職員が新たに育児休業を取得したとき。

- (4) 当該介護休業に係る要介護者が死亡したとき。
 - (5) 離婚、婚姻の解消、離縁等により当該介護休業に係る要介護者との親族関係が消滅したとき。
 - (6) 介護休業をしている教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業に係る要介護者を介護できない状態になったとき。
 - (7) 介護休業をしている教職員が、停職の処分を受けたとき。
- 2 介護休業をしている教職員は、前項第4号から第6号までに掲げる事情が生じた場合には、介護休業状況変更届(様式第5号)により、遅滞なくその旨を法人に届出しなければならない。

3 第5条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護休業をしている教職員の身分)

第26条 介護休業をしている教職員は、教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(介護休業している教職員の給与)

第27条 介護休業により勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第5章 介護部分休業

(介護部分休業)

第28条 教職員は、要介護者を介護するため、法人に申し出ることにより、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「介護部分休業」という。)ができる。

2 前項の要介護者とは、第19条第2項の規定を準用する。

(介護部分休業をすることができない教職員)

第29条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号(第2号及び第4号については、育児・介護休業法第6条の規定に基づく協定の定めがある場合に限る。)のいずれかに該当する教職員は、介護部分休業をすることができない。

- (1) 1日の勤務時間が6時間以下の教職員
- (2) 採用後1年未満の教職員
- (3) 日々雇用される教職員
- (4) 週の勤務日数が2日以下の教職員

(介護部分休業の単位)

第30条 介護部分休業は、非常勤教職員等就業規則に規定する正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、1日につき2時間を超えない範囲内で30分を単位として行うものとする。

(介護部分休業の申出等)

第31条 介護部分休業の申出は、介護部分休業をすることとする一の期間について、当該部分介護休業を開始する日(以下「介護部分休業開始予定日」という。)の前日から起算して1週間前の日までに、介護部分休業申出書(様式第6号)により行うものとする。

2 第5条第4項の規定は、介護休業の申出について準用する。

(介護部分休業期間)

第 32 条 介護部分休業を取得できる期間は、要介護者が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、利用開始の日から 3 年間の期間内において、必要と認められる期間とする。

(介護部分休業をしている教職員の給与の取扱い)

第 33 条 介護部分休業により勤務しない場合には、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

(他の休暇との関係)

第 34 条 教職員は、介護部分休業の前後において、就業規則に規定する年次有給休暇又は特別休暇の取得を請求する場合には、介護部分休業を取り消すものとする。

2 前項の場合において、新たに休暇の承認がされたことをもって、介護部分休業が取り消されたものとする。

(介護休業に係る規定の準用)

第 35 条 第 22 条から第 23 条まで及び第 25 条の規定は、介護部分休業について準用する。

第 6 章 その他

(不利益取扱いの禁止)

第 36 条 教職員は、育児休業等を理由として、不利益な取扱いを受けない。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

様式第1号(第5条関係)

育 児 休 業 申 出 書

年 月 日

公立大学法人大阪理事長 様

申出者 所 属 _____

職名(職種) _____ (_____)

氏名(教職員番号) _____ 印(_____)

下記のとおり育児休業を申出します。

1 申出に係る子		2 申出者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生 年 月 日	年 月 日生	就 業 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 申 出 の 内 容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入)		
4 申 出 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
5 既 に 育 児 休 業 を し た 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
	年 月 日から	年 月 日まで	
6 備 考			

- (注)① 子の出生前に申出する場合は、「4 申出期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 申出に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- ② 備考欄には、申出に係る子以外の子について現に育児休業を受けている場合において、その旨並びに当該育児休業に係る子の氏名及び当該育児休業の申出に係る期間等について記入する。
また、特別の事情がある場合等、その事由等を記入すること。
- ③ 該当する□にはレ印を記入すること。

様式第2号(第10条関係)

養育状況変更届

年 月 日

公立大学法人大阪理事長 様

届出者 所 属 _____

職名(職種) _____ (_____)

氏名(教職員番号) _____ 印(_____)

育 児 休 業

次のとおり _____ に係る子の養育の状況について変更が生じたので

育児部分休業

届け出ます。

1 届出の事由

- 休業に係る子を養育しなくなった
 - 同居しなくなった
 - 負傷・疾病
 - その他(_____)
- 休業に係る子を配偶者・当該子の親が養育できることとなった
- 休業に係る子が死亡した
- 休業に係る子と離縁した(養子縁組の取り消しを含む)
- 休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
- その他(_____)

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

様式第3号(第16条関係)

育 児 部 分 休 業 申 出 書

年 月 日

公立大学法人大阪理事長 様

申出者 所 属 _____

職名(職種) _____ (_____)

氏名(教職員番号) _____ 印(_____)

下記のとおり育児部分休業を申出します。

1 申出に係る子		2 申出者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生 年 月 日	年 月 日生	就 業 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 申出期間 及 び 時 間	期 間		時 間
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他(_____)	時 分
			午後 時 分～
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他(_____)	時 分
			午後 時 分～
4 備 考			

(注)① 申出に係る子について、申出者以外の当該子の親が育児部分休業その他の育児のための短時間勤務制度の適用を受けている場合には、その内容を備考欄に記入すること。

② 該当する□にはレ印を記入すること。

③ 承認期間中において、休業をしなかった日又は時間がある場合には、その内容を裏面に記入すること。

(裏面)

日 付	休業をしなかった時間	時 間 数	申出者印	所属長印	担当者印	備 考
-----	------------	-------	------	------	------	-----

様式第4号(第21条関係)

介護休業申出書

年 月 日

公立大学法人大阪理事長 様

申出者 所 属 _____

職名(職種) _____ (_____)

氏名(教職員番号) _____ 印(_____)

下記のとおり介護休業を申出します。

被介護 人に関 する事 項	氏 名		年 齢		教 職 員 と の 続 柄	
	疾 病 等 の 名 称					
	疾 病 等 の 状 態					
	介 護 を 必 要 と す る 理 由					
休 暇 期 間	申 出 す る 一 の 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (取得回数 回目)				
	実 際 に 休 暇 を 取 得 す る 日	<input type="checkbox"/> 上記の期間に同じ(ただし、週休日、休日及び代 休日を除く)				日間
		<input type="checkbox"/> 断続的に取得(具体の月日は以下のとおり)				日間
	<input type="checkbox"/> 始業時から終業時まで			備 考		

	取得する時間帯	<input type="checkbox"/> 始業時からの 時間 分	
		<input type="checkbox"/> 終業時までの 時間 分	

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

様式第5号(第25条関係)

介 護 休 業 状 況 変 更 届

年 月 日

公立大学法人大阪理事長 様

申出者 所 属 _____

職名(職種) _____ (_____)

氏名(教職員番号) _____ 印(_____)

私は、下記により _____ 年 月 日から介護休業を必要としなくなりましたので届け出ます。

記

理 由

様式第6号(第31条関係)

介護部分休業申出書

年 月 日

公立大学法人大阪理事長 様

申出者 所 属 _____

職名(職種) _____ ()

氏名(教職員番号) _____ 印()

下記のとおり介護部分休業を申出します。

1 被介護人に関する事項	氏 名		年 齢		教職員との 続柄	
	疾病等の名称					
	疾病等の状態					
	介護を必要とする理由					
2 申出期間及び時間	期 間			時 間		
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日		午前 時 分～	時 分	
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()		午後 時 分～	時 分	
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日		午前 時 分～	時 分	
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()		午後 時 分～	時 分	
3 備 考						

(注)① 該当する□にはレ印を記入すること。

② 承認期間中において、休業をしなかった日又は時間がある場合には、その内容を裏面に記入すること。

(裏面)

日 付	休業をしなかった時間		時 間 数	申 出 者 印	所 属 長 印	担 当 者 印	備 考
	午 前	午 後					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				